

## 今月のピックアップ

### 愛媛県今治市、食育から有機農業までを含んだ条例 今後の全国のひとつの指針となるか？ 今治市食と農のまちづくり条例

学校給食の地産地消や小学校のJAS有機認証取得などで特徴のある事例として知られる愛媛県今治市で「今治市食と農のまちづくり条例」が成立、施行されました。

わが国では、2005年に食育基本法が議員立法で成立し、2006年12月には有機農業推進法が、超党派の議員立法で成立するなど、食や農業のあり方についての関心が高まっています。そのなかで、今治市は、さらに一歩踏み出した総合的な施策として食育や地産地消、有機農業を市政に位置づける方針を示しています。

現在、都道府県や市町村では食育基本法に基づく食育推進計画の作成が進められています。北海道のように、食と農業に関する総合的な条例を設置している自治体もありますが、今治市の条例は現時点ではもっとも総合的かつ具体的な条例になっています。

この条例の特徴は、

- 1) 地産地消を「地域食料自給率向上」や安全で安定した食料生産に位置づけていること。
- 2) 食育を定義し、「生涯食育」として位置づけていること。
- 3) 有機農業を学校給食や地産地消の中に位置づけていること。
- 4) 遺伝子組み換え作物の商業的栽培について厳しい条件を課していること。

の4つです。条例そのものも、用語の定義からはじまりこれら4つについて細かく書いていますが、同時に施行さ

れた施行規則では、より詳細にこれら4つのことを定めています。

学校給食の視点で考えても、具体的に地域を限定(市内産)で地場産農産物の取り扱いを品目別に目標設定し、有機農業で栽培された農産物の取り扱いや、子どもたちへの有機農業体験などを求めていることや、遺伝子組み換え作物と加工品を明確に取り扱わないことなど、これまで学校給食に関する運動で求めてきたことが数多く取り入れられています。

食の安全や教育の一環としての学校給食を実現するために必要な計画や条例を作る上で参考になるところがたくさんありますのでぜひご一読ください。

#### 条例に関する解説:

第2条で、「食育」についての定義を行っていますが、この条例より前に制定された「食育基本法」には食育の定義がありません。この条例の定義とほぼ同じ内容が、「食育基本法」の前文にあります。同法の前文では、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育」となっています。

第2条で「有機農業」についての定義を行っていますが、この条例の後に制定された「有機農業推進法」の有機農業の定義は、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる

限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」となっており、どちらもほぼ同じ内容になっています。また、この定義は、現在使われているJAS法の「有機農産物」よりも広い定義になっています。

第10条2項の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第2条第6項に規定する第2種使用等」とは、開かれた畑や田んぼではなく、閉鎖された空間を使うなどで遺伝子組み換え作物の花粉や種子が環境中への拡散しないように行う使用等のことで、「施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務」(同法の定義)のある組み換え作物の栽培です。つまり、今治市食と農のまちづくり条例では、環境中に拡散する可能性のあるすべての実験や商業栽培について条例により罰則のある規制がかけられていることとなります。今治市で遺伝子組み換え作物を栽培することはきわめて難しくなっています。

条例等の下線部分はすべて学校給食ニュースで追加したものです。

条例、施行規則は、今治市ホームページに全文掲載されています。

今治市 <http://www.city.imabari.ehime.jp/>

今治市食と農のまちづくり条例 [http://www2.imabari-city.jp/reiki/reiki\\_honbun/ar05908481.html](http://www2.imabari-city.jp/reiki/reiki_honbun/ar05908481.html)

今治市食と農のまちづくり条例施行規則 [http://www2.imabari-city.jp/reiki/reiki\\_honbun/ar05908491.html](http://www2.imabari-city.jp/reiki/reiki_honbun/ar05908491.html)

## 今治市食と農のまちづくり条例

平成18年9月29日

目次(略)

合併前の旧今治市は、昭和63年3月に「食糧の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を決議し、安全な食べ物の生産と健康な生活の推進に努めてきた。市町村合併により新しい今治市が誕生し、再び「食料の安全性

と安定供給体制を確立する都市宣言」が決議された今、私たちは、新しい宣言の実行を決意し、地域資源の活用と市民の健康を守る地産地消、食の安全、環境保全を基本とした食と農のまちづくり及びそのための食育の実践を強力に推し進めることを目標にこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、食と農林水産業を基軸としたまちづくり(以下「食と農のまちづくり」という。)についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、農林水産業者及び食品関連事業者等の役割を明らかにし、基本的な施策を定めることにより、市民が主体的に参画し、協働して取り組むまちづくりの推進を図り、豊かで住みよい、環境の保全に配慮した持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食料、食材、料理、飲食等の広範な食をいう。
- (2) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (3) 地産地消 地域資源の活用と流通過程のロスの低減を目指し、市内で生産された安全な食料を市内で食することをいう。
- (4) 有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、かつ、組換えDNA技術を利用しないで、農地の生産力を発揮させるとともに農業生産による環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を用いた農業をいう。
- (5) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (6) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等である作物その他の栽培される植物をいう。

### (基本理念)

**第3条** 食と農のまちづくりは、地域の食文化と伝統を重

んじ、地域資源を活かした地産地消を推進することにより、食料自給率の向上と、安全で安定的な食料供給体制の確立を図るものでなければならない。

2 食と農のまちづくりは、食を活用することにより、市の産業全体が発展し、食と農林水産業の重要性が市民に理解され、家庭及び地域において食育が実践されるように行われなければならない。

3 農林水産業は、農地、森林、漁場、水その他の資源と担い手が確保されるとともに、生態系に配慮した自然循環機能が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

4 農山漁村は、多面的機能を活用した生産、生活及び交流の場として調和が図られなければならない。

## 第2章 食の安全性の確保と安定供給体制の確立

### (基本的な施策の指針)

第4条 市は、食と農のまちづくりに関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市長は、食と農のまちづくりに関する施策を効果的に行うため、基本計画を定めなければならない。

### (食の安全性の確保等)

第5条 市長は、市民が安心して食生活を営むことができるように食の安全性の確保を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく、品質、生産の方法及び流通の方法に関する認証制度並びに愛媛県特別栽培農産物等認証制度の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### (啓発及び情報の提供)

第6条 市長は、食と農のまちづくりの啓発活動を行い、市民及び食品関連事業者等の意識の向上を図るものとする。

2 市長は、食と農のまちづくりの実施及び評価に関する情報を市民に公表するものとする。

### (地産地消の推進)

第7条 市は、農林水産業者及びその関連する団体等(以下「農林水産業者等」という。)による安全な食料の生産の拡大及び食品関連事業者等による安全な食品の製造、加工、流通及び販売の促進並びに市内の安全な食の消費の拡大を図るため、地産地消の推進に必要な施

策を講ずるものとする。

2 市は、学校給食の食材に安全で良質な有機農産物(有機農業によって生産された農産物をいう。以下同じ。)の使用割合を高めるよう努めるとともに、安全な今治産の農林水産物を使用し、地産地消の推進に努めるものとする。

3 市は、学校給食の食材に遺伝子組換え作物及びこれを用いて生産された加工食品を使用しないものとする。

### (食育の推進)

第8条 市は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を実践することを推奨するものとする。

2 市は、食と農のまちづくりの持続的な発展を目指し、将来のまちづくりの担い手を育成するため、生涯食育推進の施策を講ずるものとする。

3 教育及び保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにこれらの教育等に関する関係機関及び団体は、基本理念にのっとり、積極的に食育を行うよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

### (有機農業等の推進)

第9条 市は、基本理念にのっとり安全な食料の生産を促進するため、有機農業及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を推進する。

2 市は、有機農産物及び持続性の高い農業生産方式によって生産される農産物の生産の振興及び消費の拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### (遺伝子組換え作物の栽培許可)

第10条 市内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農産物又は一般の農産物の混入、交雑等を防止するとともに、交雑を受けた農産物が種苗法(平成10年法律第83号)による権利侵害に係る混乱を防止するため、市内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、あらかじめ、市長の定める事項を記載又は添付して市長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。

2 前項の規定は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第2条第6項

に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。

3 市長は、第1項の申請を受理した場合は、第28条第1項に規定する今治市食と農のまちづくり委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

#### (許可の制限)

**第11条** 市長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を行ってはならない。

(1) 当該申請に係る混入交雑防止措置、自然界への落下及び飛散を防止する措置が適正でないと認められるとき。

(2) 許可の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)が申請通りの措置を的確に実施するに足りる人員、財務基盤その他の能力を有していないと認められるとき。

(3) 申請者が、第15条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、取消の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。

(4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、違反の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。

(5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

(6) 遺伝子組換え作物の交雑の防止に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。

2 前条の許可を行う栽培期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

#### (説明会の開催)

**第12条** 申請者は、申請前に、当該申請に係る内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催しようとする者は、その責めに帰すことができない事由で説明会が開催できな

い場合は、市長が指定する方法に従って周知を図るとともに、市長が定める者の意見を聴かなければならない。

#### (許可者の遵守事項)

**第13条** 第10条第1項の許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ほ場又は栽培しようとする施設(以下「ほ場等」という。)ごとに栽培を適正に管理する責任者を配置すること。

(2) 当該許可に係る混入交雑防止措置を適正に行うこと。

(3) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を3年間保管すること。

(4) 許可を受けた栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の作物又はその他の作物との交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、栽培が終了した後、遅滞なく、市長に報告すること。

(5) 混入若しくは交雑が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は混入若しくは交雑を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告し、その指示に従うこと。

(6) 遺伝子組換え作物の栽培を開始し、栽培を休止し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を市長に届け出ること。

#### (許可事項の変更)

**第14条** 許可者が、その許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更の場合は、届け出により変更の許可に代えることができる。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、変更の許可に準用する。

#### (許可の取消し等)

**第15条** 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、許可の内容を変更し、許可の条件を変更し、又は新たな許可の条件を付することができる。

(1) 第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第13条の遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、第10条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。

(4) 第10条第1項若しくは前条第1項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って栽培がなされるとした場合においても、なお遺伝子組換え作物の混入又は交雑を防止することができないと認められたとき。

#### (勸告及び命令)

**第16条** 市長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、当該取扱いに際し、遺伝子組換え作物が、混入し、交雑し、又は自然界に落下若しくは飛散し、自生する等遺伝子組換え作物以外の作物に影響等を及ぼさないよう必要な勸告を行うことができる。

2 市長は、許可者又は食品関連事業者等が、前項に規定する勸告に従わないときは、許可者若しくは食品関連事業者等名を公表し、又は勸告に従うよう必要な命令を行うことができる。

#### (報告徴収等)

**第17条** 市長は、許可者に対して報告を求め、又はその職員にほ場等に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたと解釈してはならない。

#### (手数料)

**第18条** 第10条第1項又は第14条第1項の許可を受けようとする者は、申請手数料を納めなければならない。

2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可 1件につき216,400円

(2) 変更の許可 1件につき175,200円

#### (情報の申出)

**第19条** 市民は、遺伝子組換え作物の混入若しくは交雑、落下、飛散若しくは自生が生じ、又は生じるおそれが

あると認められる情報を入手したときは、市長に適切な対応をするよう申し出るものとする。

### 第3章 地域農林水産業の振興

#### (地域農林水産業の振興)

**第20条** 市は、基本理念にのっとり、安全な食を生産するための施策、地域農水産業の振興のための施策、良質な木材の生産、水資源の確保、森林の持つ多面的機能の発揮のための地域林業の振興の施策及び森林整備のための施策を推進するものとする。

#### (地域食料自給率の向上)

**第21条** 市は、基本理念にのっとり、地産地消及び食育を推進し、地域における農林水産業を振興し、安全な食の生産の拡大を行うことにより可能な限り地域における食料自給率の向上を図らなければならない。

#### (農林水産業に関する団体への支援)

**第22条** 市は、農林水産業に関する団体が基本理念の実現に参画することができるように、その組織の効率化の支援その他団体の健全な発展を図るために必要な支援を行うことができるものとする。

#### (担い手の育成、確保等)

**第23条** 市は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条の2第1項に規定する認定農業者及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項に規定する認定農業者をいう。)その他農林水産業経営に意欲のある者が農林水産業の中心的役割を担うような構造を確立するため、農林水産業者が誇りを持って農林水産業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の農林水産業経営に意欲のある者に加え、安全な食べ物を生産しようとする者を農林水産業の担い手として位置づけ、基本理念の達成のために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、社会の変化に対応できる多様な農林水産業の担い手の育成及び確保を図るための施策を講ずるものとする。

#### (振興施策)

**第24条** 市は、農林水産業の振興のため次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 経営の安定

- (2) 流通の活性化
- (3) 食品関連産業の振興
- (4) 農地の確保等
- (5) 自然循環機能の維持増進等
- (6) 良好な定住及び交流の場の形成
- (7) 中山間地域等への支援

#### 第4章 食と農のまちづくりへの参画

##### (市民等の参画)

**第25条** 市民は、食と農のまちづくりを目指すまちの住民であることを認識し、食と農のまちづくりへの積極的な参画に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 農林水産業者等は、自らが安全な食の供給者であり、食と農のまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

3 食品関連事業者等は、食と農のまちづくりを目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、地域で生産された食料を使用するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

##### (意見の提案)

**第26条** 市民は、市に対して、食と農のまちづくりに関する意見を述べるができるものとする。

##### (推進体制)

**第27条** 市長は、食と農のまちづくりを推進するため、市の体制を整備するものとする。

#### 第5章 その他

##### (食と農のまちづくり委員会)

**第28条** 食と農のまちづくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議し、施策の円滑な実施を図るため、今治市食と農のまちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農林水産業者
- (2) 消費者
- (3) 食品関連事業者
- (4) 関係機関及び団体の役職員
- (5) 学識経験者

3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、市長の趣意に依り調査審議し、食と農のまちづくりに関し市長に意見を述べるほか、食と農のまちづくりの施策の実施主体となることができるものとする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

##### (施策の検証と評価)

**第29条** 市長は、社会経済情勢の変化、財政状況等に照らして、食と農のまちづくりが市民にとって真に価値あるものとして実行されているかの評価を実施するものとする。

2 市長は、前項の評価を検証し、食と農のまちづくりの全体の調整を行うものとする。

##### (罰則)

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の許可を受けないで遺伝子組換え作物を栽培した者
- (2) 虚偽の申請をして第10条第1項の許可を受け、遺伝子組換え作物を栽培した者
- (3) 第14条第1項の許可を受けないで許可の内容を変更した者
- (4) 虚偽の申請をして第14条第1項の変更の許可を受けた者

**第31条** 第14条第1項ただし書きの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第4号又は第5号の規定による報告をしなかった者
- (2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**(委任)**

**第34条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附則** (略)

## 今治市食と農のまちづくり条例施行規則

平成18年9月29日

**(目的)**

**第1条** この規則は、今治市食と農のまちづくり条例(平成18年今治市条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**(基本計画)**

**第2条** 条例第4条第2項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 基本方針
  - ア 食及び農林水産業の振興に関する施策についての基本的な方針
  - イ 地域食料自給率の目標(品目別食料自給率目標の設定)
  - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 基本政策
  - ア 食及び農林水産業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事。
  - イ 安全で安定的な食料供給体制を確立する施策に関する事。
  - ウ 地域で生産された食料による健康的な食生活の推進を図る施策に関する事。
- (3) 主要計画
  - ア 地産地消推進基本計画 地産地消の推進に関する施策についての基本的な方針、推進の目標、学校給食における安全な今治産の食材の使用割合の向上目標、保育所、幼稚園、養護老人ホーム、観光施設等市の関連施設において提供する食に安全な今治産の食材を使用するよう努

めるための方策及び市民等の行う自発的な地産地消推進活動等の総合的な促進に関する事項

- イ 食育推進基本計画 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条の規定に基づく食育の推進に関する施策についての基本的な方針、推進の目標及び市民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ウ 地域農林水産業の振興基本計画 都市、中山間、島しょ部の地域特性と歴史を踏まえた産地振興に関する方策、かんきつ産地再編に関する事項、都市的農業の振興に関する事項、魚食普及及びブランド化の推進に関する事項並びに農林水産業における経営安定対策に関する事項
- エ 有機農業推進基本計画 有機農業の推進に関する施策について、生産技術を進展させ、農業者が容易にこれに取り組むための方策、消費者が容易に有機農産物入手できるようにするための方法及び有機JAS認定(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第2項に基づく有機農産物等の認定をいう。)取得の促進に関する事項

**(基本計画の策定方法)**

**第3条** 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ条例第28条第1項に規定する今治市食と農のまちづくり委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるときは、施策の効果を評価できるように定めるものとし、社会情勢の変化及び施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

**(地産地消の推進)**

**第4条** 条例第7条第1項に規定する地産地消推進の施策は、次のとおりとする。

- (1) 地産地消を行おうとする食品関連事業者等を別に定める方法により地産地消推進協力店として認証し、その発展を支援すること。

(2) 地産地消を実践しようとする市民を別に定める方法により地産地消推進応援団として登録し、食に関する情報を配信するとともに、必要な支援措置を講ずること。

(3) 前2号に規定するもののほか、地産地消の推進に資すること。

#### (食育の実践の推奨)

**第5条** 条例第8条第1項に規定する食育の実践の推奨は、次のとおりとする。

(1) 指導的立場にある者の食育の推進に関する意識啓発その他の食育に関する指導体制の整備を行うこと。

(2) 食育の一環として行われる農林水産業の実習、調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解を促進すること。

(3) 前2号に規定するもののほか、食育の実践の推奨に資すること。

2 市は、食育の推進に当たっては、市民の食生活が、自然及び農林水産業の恩恵の上に成り立っており、また、食にかかわる人々の様々な活動に支えられていること及び食べ残し等消費ロスの低減に努めることについて理解が深まるよう配慮しなければならない。

#### (生涯食育の推進)

**第6条** 条例第8条第2項に規定する生涯食育推進の施策は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児、青少年及びその保護者に対し、食の重要性を指導すること。

(2) 家庭及び地域において、食及び食に関する伝統、文化等が継承されるよう地域内外の交流、世代間交流等の機会を設けること。

(3) 市民が生活環境及び生活の場面に合わせて生涯にわたって食を広範に学習する機会を設けること。

(4) 妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児及び子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導の機会を設けること。

(5) 前各号に規定するもののほか、生涯食育の推進に資すること。

#### (有機農産物等の生産の振興)

**第7条** 条例第9条第2項に規定する有機農産物及び持続性の高い農業生産方式によって生産される農産物(以下「有機農産物等」という。)の生産の振興の施策は、次のとおりとする。

(1) 有機農業及び持続性の高い農業生産方式(以下

「有機農業等」という。)の生産環境の整備を図るとともに、有機農業等を営む者、それらの者の加入する団体及び有機農業等に転換又は参入を図る農業者(以下「有機農業者等」という。)の経営安定及び経営環境の整備のために必要な措置を講ずること。

(2) 有機農業者等と協働して、有機種苗の確保、技術の開発、普及、情報の提供及び技術習得の機会の提供その他必要な措置を講ずること。

(3) 有機農産物等の流通環境の整備に努め、有機農産物等を円滑に販売及び購入できる地域市場の形成に努めること。

(4) 愛媛県特別栽培農産物等認証制度による認証の取得について必要な奨励措置を講ずること。

(5) 前各号に規定するもののほか、有機農産物等の生産の振興に資すること。

#### (有機農産物等の消費の拡大)

**第8条** 条例第9条第2項に規定する有機農産物等の消費の拡大の施策は、次のとおりとする。

(1) 有機農業等に関する消費者理解の促進のための啓発及び小中学校における有機農業体験等を通じた教育の促進を図ること。

(2) 市内の各種施設及び家庭における有機農産物等の利用の促進を図るために必要な施策を講ずること。

(3) 前2号に規定するもののほか、有機農産物等の消費の拡大に資すること。

(許可の申請) **第9条** (略)

(説明会の開催) **第10条** (略)

(管理責任者) **第11条** (略)

(軽微な変更) **第12条** (略)

(身分証明書) **第13条** (略)

(手数料の納付の方法) **第14条** (略)

#### (簡易分析)

**第15条** 市長は、市内で生産又は販売される農産物及び加工食品への遺伝子組換え作物の混入及び農薬の残留の簡易な分析を行い、その結果を踏まえて必要な指導を行うことができるものとする。

(届出) **第16条** (略)

(変更の届出) **第17条** (略)

#### (地域食料自給率の向上)

**第18条** 市は、条例第21条に規定する地域食料自給率の向上を図るため、次の各号に掲げる施策を講ずるもの

とする。

- (1) 食品関連産業等を振興し、安全な食の流通、販売及び消費の促進を行うこと。
- (2) 地域食材を活用した健康的な食生活の普及推進を行い、安全な食の消費の拡大を行うこと。
- (3) 地域の食と健康に関する情報の収集及び提供を行い、啓発活動を行うこと。
- (4) 産業界、学界、関係機関等との連携を深め、地域食料自給率向上のための食と健康に関する研究及び取組みを進め、その成果を公表すること。

#### (担い手の育成、確保等)

**第19条** 市は、条例第23条第3項に規定する農林水産業の担い手の育成及び確保を図るため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農林水産業経営の活性化及び集落営農の推進並びに法人化の推進
- (2) 新たに農林水産業に従事しようとする者及び新たに農林水産業に従事した者への支援
- (3) 都市住民が農林水産業を体験し、農林水産業に参入する取組みの推進
- (4) 女性の参画の推進及び高齢者が生きがいを持って農林水産業にかかわることができる環境整備の推進
- (5) 前各号に規定するもののほか、担い手の育成及び確保を図る取組みの推進

#### (経営の安定)

**第20条** 条例第24条第1号に規定する経営の安定のために市が講ずる施策は、異常気象等の天災、経済条件の変動又は有機農業等への転換若しくは新技術の導入等による農林水産物の収量、価格の著しい変動等が担い手の経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策とする。

#### (流通の活性化)

**第21条** 条例第24条第2号に規定する流通の活性化のために市が講ずる施策は、食料自給率の向上及び食料の安定的な供給を図るため、地方卸売市場及び直売所の活性化その他流通の活性化に必要な施策とする。

#### (食品関連産業の振興)

**第22条** 条例第24条第3号に規定する食品関連産業の振興のために市が講ずる施策は、食と農のまちづくりの基盤となる安全な食の生産及び供給を安定的に維持するための次の各号に掲げる施策とする。

(1) 本市で生産された食の付加価値を高めるために食品関連事業者等の産業活動の活性化を支援すること。

(2) 産業界、学界、公的機関等との連携を深め、食に関する研究、資源の開発、地域の特性を活かした農林水産業の振興、食品の加工及び流通に関する研究、技術開発の推進並びに情報の発信等に努めること。

(3) 前各号に規定するもののほか、食品関連産業の振興に資すること。

#### (農地の確保等)

**第23条** 条例第24条第4号に規定する農地の確保等のために市が講ずる施策は、市内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、遊休農地の解消に努めるとともに、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策とする。

2 前項に定めるもののほか、市は、生産力が高く、汎用が可能な優良農地の確保を図るための施策、有機農業等に適した基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### (自然循環機能の維持増進等)

**第24条** 条例第24条第5号に規定する自然循環機能の維持増進等のために市が講ずる施策は、次の各号に掲げる施策とする。

(1) 循環型で持続可能な農業を確立するため、農業の自然循環機能の維持増進に必要なこと。

(2) 食と農のまちづくりを推進する上で、島しょ部から山間部まで豊かで多様な環境の保全に努めるため、山、川、海の自然環境、水質及び景観の良好な保全並びに農地の良好な状態の保全に必要なこと。

(3) 市民等が行う生態系の確保、生物多様性の実態調査その他自然環境の維持保全に資する活動について必要な支援を行うこと。

#### (良好な定住及び交流の場の形成)

**第25条** 条例第24条第6号に規定する良好な定住のために市が講ずる施策は、農山漁村における良好な定住の場の形成を図るため人と自然が共生できる場の形成その他必要な施策とする。

2 条例第24条第6号に規定する交流の場の形成のために市が講ずる施策は、都市住民と農山漁村との交流の機会を増進するとともに、市民が農林水産業及び農山漁村に対する理解と関心を深め、自然を守り、育てい

く基盤の整備を図るため、必要な施策とする。

#### (中山間地域等への支援)

**第26条** 条例第24条第7号に規定する中山間地域等への支援のために市が講ずる施策は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域の多面的機能の確保を図るため、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策とする。

#### (市民の参画)

**第27条** 条例第25条第1項に規定する市民が行う取り組みは、次のとおりとする。

(1) 市民は、食育の意義及び重要性について学び、心身共に健康な生活を営むための安全で栄養バランスの取れた食生活の実践に努めるものとする。

(2) 市民は、食に対する正しい理解が健全な生活を支え、乳幼児及び青少年を健全に育むとの認識を持つよう努めるものとする。

(3) 市民は、毎日の食事が健康に及ぼす影響等について学び、生活習慣病の予防に努めるものとする。

(4) 市民は、家庭及び地域において、食の重要性及び食に関する作法等を教育及び伝承するよう努めるものとする。

#### (農林水産業者等の参画)

**第28条** 条例第25条第2項に規定する農林水産業者等が行う取り組みは、次のとおりとする。

(1) 農業者は、環境と調和のとれた農業生産活動規範(平成17年3月31日16生産第8377号)の遵守はもとより、より安全な食料の生産のために、化学合成された農薬及び化学肥料の使用を抑え、農産物の生産履歴を記録するよう努めるものとする。

(2) 畜産事業者は、家畜及び家禽の飼養に関する動物用医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項に規定する動物用医薬品をいう。)、動物用生物学的製剤(動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令

(昭和36年農林水産省令第4号)第1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。)、抗生物質、飼料添加物等の使用に際してその安全に留意するとともに、家畜、家禽の排泄物の資源化及び有効利用を図り、安全な畜産物の生産と生産履歴の記録に努めるものとする。

(3) 水産業者は、漁船及び漁網の防汚剤その他の化学物質の使用を抑え、自然環境の保全に留意するとともに、養殖における飼料添加物、医薬品、抗生物質、ホルモン剤等の使用に際しては、魚介類及びその加工品の安全に留意するものとする。

(4) 農林水産業者等は、農林水産業に関する多様な体験を得る機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

#### (食品関連事業者等の参画)

**第29条** 条例第25条第3項に規定する食品関連事業者等が行う取り組みは、次のとおりとする。

(1) 食品関連事業者等は、加工食品の製造及び加工に際して、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定するポジティブリスト制度に留意することはもとより、食品添加物、加工助剤、調製用等資材等を用いる場合は、その安全性を損なわないよう努めるものとする。

(2) 飲食等の事業者は、飲食物の調理に際して、安全で良質な地元産食材の使用に努めるとともに、食品添加物、調味料等を用いる場合は、その安全性に細心の注意を払うよう努めるものとする。

(3) 食品関連事業者等は、市が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(会長及び副会長) **第30条** (略)

(会議) **第31条** (略)

(庶務) **第32条** (略)

(委任) **第33条** (略)

附則 (略)

## 2007学校給食全国集会 開催日程が変更になりました

全国集会の日時、場所が変更となりました。ご迷惑をおかけし、申し訳ありません。  
詳細は、ホームページ、各主催団体(12ページを参照)にお問い合わせください。

**日時:07年3月10日(土)午後12時～16時 場所:日本青年館中ホール(東京都新宿区)**

### 千葉県浦安市、鶏肉の産地偽装について業者を告発

千葉県浦安市教育委員会は、学校給食の生肉を国産に指定し、産地証明書等を業者に添付しているが、2006年7月の学校給食で使用した鶏肉について、ブラジル産鶏肉を国産と偽って業者が納入したとして、指名停止処分にした。

毎日新聞06年12月1日付によると同事件で業者を県警に告発。1236kgを小中学校25校で使用。動機について、安く落札しすぎたためと報じている。

市のニュースリリースに寄れば、安全性は確認しているとしている。

食材の由来については、産地と直接提携する以外には、証明書をとる、取引業者を信用するということになる。今回の業者のような「偽装」行為は犯罪であり、論外であるが、その背景に競争入札による価格優先の体制や、学校給食費の問題、あるいは、食材の購入体制の問題などもある。食材は安全だけでなく、その食材を通じて、子どもに生産や流通などについて教育する教材としての機能もある。どのような食材を扱うかについては、安全性、価格にあわせ、教育的側面も重視したいものである。

鶏肉の産地偽装について業者を指名停止(浦安市)  
<http://www.city.urayasu.chiba.jp/a012/b002/d00501294.html>

### イギリスでジャンクフードのCM規制へ

以下、英語のリンク

OFCOM <http://www.ofcom.org.uk/>

New restrictions on the television advertising of food and drink products to children(06年11月17日)

[http://www.ofcom.org.uk/media/news/2006/11/nr\\_20061117](http://www.ofcom.org.uk/media/news/2006/11/nr_20061117)

### 島根県益田市、学校給食センターの建て替えにPFIを検討

益田市は、仮称の益田市立学校給食センターの建設計画をPFIで行う可能性調査のための公募プロポーザルを実施する。食数は1日5千食を予定。食物アレルギーに対する給食提供も含む。今後、調査業務を受託した企業が、PFIを含めた事業の可能性について検討し、その調査を受けてPFI導入を行う予定である。

益田市 <http://www.iwami.or.jp/masudasi/>

島根県益田市は、2005年11月1日に益田市・美都町・匹見町が合併した。

益田市立学校給食センター(仮称)建設事業

PFI導入可能性調査業務委託公募型プロポーザルの実施について

<http://www.iwami.or.jp/masudaed/iinkai/topikusu/pfipropo.htm>

## 宮城県仙台市、PFIで給食センター整備

仙台市は、新野村学校給食センター整備事業のPFI受託企業を選定した。

老朽化した野村学校給食センターに変えて整備する。現在の小学校15校、中学校8校約1万食を、小学校18校、中学校8校の約11000食の施設とする。平成20年度からの稼働を予定。米飯施設は設けない。アレルギー対応は行う。献立と食材調達などは仙台市が行い、建設、保守、調理、配送等は、受託の特定目的会社が行う。

仙台市

<http://www.city.sendai.jp/>

新野村学校給食センター整備事業

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/kenko-k/nomura-kyu-syoku/index.html>

## 兵庫県たつの市、給食センター方式で3中学校の給食実施方針

兵庫県たつの市

<http://www.city.tatsuno.hyogo.jp/>

## 投稿 全国学校給食甲子園について

北海道 Sさんから

はじめまして。私は中学生の子どもをもつ親です。

時々ホームページを拝見させていただいております。先日、全国学校給食甲子園というのがありましたがご存知ですよ。

地場産のものを取り入れた給食など指向を凝らしているようだったのでおもしろい取り組みだと思い、全国学校給食甲子園のホームページを見ました。

しかし、読んでいるうちに疑問がでてきました。

たとえば、産地が近ければそれだけでいいのでしょうか。

農薬や化学肥料、それらの空中散布などの問題はどうでしょうか。また、添加物やアメリカ産牛肉は？ 遺伝子組み換え食品は？ 食器は？

...と親にとってはもっとも気になることが何も見えてきません。

しかも、協賛は味の素やロッテ、理研をはじめなぜか電力会社が顔を並べています。(協賛金が必要)

なんとなく、不安な気持ちになりこちらのホームページに何か載っていないかな...と開きました。

もし感想をお聞きできたら嬉しいです。

それから、北海道は来年から全道全ての学校のパンが道産小麦になります。繰り上げです。

編集注 全国学校給食甲子園のホームページ

<http://www.kyusyoku-kosien.net/>

## 学校給食ニュース 88号

発行: 学校給食全国集会実行委員会

編集: 学校給食ニュース編集事務局

会費: 年額3,500円(4月から3月、送料込み)

〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15

第2五月ビル2階 大地を守る会気付

全国学校給食を考える会

お問い合わせは...全国学校給食を考える会

電話: 03-3402-8902 FAX: 03-3402-5590

ホームページ <http://gakkyu-news.net/jp/>

E-mail [desk@gakkyu-news.net](mailto:desk@gakkyu-news.net)

## 学校給食全国集会実行委員会構成団体

全日本自治団体労働組合・現業局

東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

日本教職員組合・生活局

東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

日本消費者連盟

東京都目新宿区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)

全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

# 学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。  
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他( )です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。